

昭島市在宅紙おむつ等購入費給付事業をご利用のみなさまへ

令和7年度

昭島市では、市内に在宅で生活されている要介護3以上の方で、紙おむつが必要な方に下記のとおり紙おむつを給付しています。

①給付対象者

在宅等で生活し、介護保険の要介護3～5までの認定を受け、紙おむつが必要な方。ただし、病院に入院及び以下の施設に入居されている方は給付の対象にはなりません。

特別養護老人ホーム	介護老人保健施設
介護療養型医療施設	介護医療院

※紙おむつを持ち込める病院へのおおむね1ヶ月以内の入院は、給付対象になります。
※カタログ業者（3社）以外から、特大サイズ、極小サイズの紙おむつを購入する場合は、高齢者支援係までお問い合わせください。

②給付限度額

市の給付の最高額は、月に8,000円です。
市の給付額8,000円を超えて購入した場合、超過分は全額自己負担になります。

③利用者負担額

購入額8,888円までは、1割を負担していただきます。
（例・紙おむつ購入額8,888円は、888円の自己負担になります。）
※紙おむつ配達時に、直接、配送員にお支払いください。
（払込取扱票も用意しています。）コンビニで払込可。

ご注意…皆様のご協力で事業は成り立っております。利用者様の負担金のお支払いが3ヶ月ない場合は、やむを得ず業者が配送を停止することもあります。

④申込方法

市の高齢者支援係に申請してください。
なお、原則としてケアマネージャー等を通じての申請をお願いします。
注意：個人情報保護の管理上ファックスでの受付はできません。
「おむつ会社」は1ヵ月で1社のみ選択できます。但し、隔月等で1社ずつ選ぶことはできます。

⑤新規・変更申請及び配達日

配達は、月1回ご自宅にお届けします。
※商品の変更・中止の時は、すぐに市の高齢者支援係、又は直接成玉舎にご連絡ください。

	新規・変更等の申請日	新規・変更申請後の配達日
中旬配送の方	各月の25日まで	翌月の10日～15日頃
月末配送の方	各月の10日まで	当月の25日～末日まで

※なお、申請日の10日、25日が土曜・日曜・祝日になったときは休み明けの午前中まで。

⑥その他

- 利用者の方が、病院に1ヶ月以上入院、介護保健施設に入所、市外に転出、死亡等した場合は、すぐに市の高齢者支援係、又は直接成玉舎にご連絡ください。
- 紙おむつ選びに関して、わからないことやご相談等がありましたら、直接成玉舎にお電話ください。

在宅紙おむつ等 購入費給付事業のご案内



制度の問い合わせ先
昭島市 介護福祉課 高齢者支援係
〒196-8511 昭島市田中町1丁目17番1号
電話 042(544)5111

商品の注文・問い合わせ先
株式会社 成玉舎
受注電話 0120(73)5858 (フリーダイヤル)
〒252-0212 相模原市中央区宮下2-15-5
電話 042(773)5858
営業時間 9:00～17:00
(日曜日及び12月30日から1月3日は休業)

昭島市
委託業者 株式会社 成玉舎